

維持補修センター清掃業務委託仕様書

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.	目的	この仕様書は、維持補修センターの清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
2.	適用範囲	契約書及び特記仕様書以外は、本仕様書による。
3.	契約図書の優先順位	<p>全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合、契約図書の優先順位は次の(1)から(3)の順番とする。</p> <p>(1) 契約書 (2) 特記仕様書(図面を含む) (3) 仕様書</p>
4.	受託者の負担の範囲	清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。ただし、衛生消耗品は特記がない限り支給品とする。
5.	検査職員	検査職員とは、建築物等の管理に携わる者で清掃業務の監督・検査を行うことを委託者が指定した者をいう。
6.	業務責任者	<p>(1) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。</p> <p>(2) 受託者は、業務責任者を定め委託者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。</p> <p>(3) 業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。</p>
7.	業務担当者	<p>(1) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。</p> <p>(2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。</p>
8.	業務計画書	受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務を行う者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を施設管理担当者に提出し協議する。
9.	業務の安全衛生管理	業務担当者の安全衛生に関する管理については、業務責任者が責任者となり、関係法令に従って行う。
10.	危険防止の措置	<p>(1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。</p> <p>(2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、施設管理担当者に報告のうえ、危険防止に必要な措置を講じ事故発生を防止する。</p>
11.	関連業務との調整	業務により別契約となる関連する業務については、業務責任者間で調整をはかる。
12.	控室等	特記により委託者から提供された控室等は善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。
13.	業務報告書	業務の結果を報告書に記入し、作業終了後、速やかに施設管理担当者に提出する。また、委託業務完了届を毎月提出する。

第2節 清掃に関する事項

1.	清掃業務の範囲	<p>(1) 家具、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は、特記がない限り別途とする。</p> <p>(2) 次に掲げる部分の清掃は特記がない限り省略できる。</p> <p>ア 家具、什器等があり清掃が不可能な部分</p> <p>イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等清掃が極めて危険な部分</p> <p>ウ 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合。</p>
2.	臨時の措置	臨時に新たに清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者に報告し、指示を受ける。
3.	資機材等の保管	資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に整理し保管する。
4.	清掃に伴う注意事項	<p>(1) 使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、また、清掃場所に応じたものを使用する。</p> <p>(2) 貸与された使用機材は適したものであることを確認する。</p>

第3節 用語

1.	日常清掃	日常清掃とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
2.	定期清掃	定期清掃とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
3.	日常巡回清掃	日常巡回清掃とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
4.	適正洗剤	適正洗剤とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。
5.	衛生消耗品	衛生消耗品とは、トイレtpーパー、水石鹼等をいう。
6.	弾性床	弾性床とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の床をいう。
7.	硬質床	硬質床とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
8.	繊維床	繊維床とは、カーペットの床をいう。
9.	畳敷	畳敷とは、畳等の床をいう。

第2章 建物内部の清掃

第1節 床の清掃

2.1.1 弾性床 清掃作業の内容は、表2.1.1による。

表2.1.1 弾性床

作業項目	作業内容
1. 除塵 a. 自在ぼうき 又はフロアダスターによる除塵 b. 真空掃除機 を併用する除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。
2. 水拭き a. 部分水拭き b. 全面水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。 床全面をモップで水拭きをする。
3. 補修 a. 空バフイング b. スプレーバフイング(スプレークリーニング)	汚れが目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バフイングし汚れを除去する。 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。
4. 洗浄 a. 表面洗浄	椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 床面の除塵を行う。除塵作業は1.「除塵」により行う。 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2「水拭き」b.により行う。 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。 樹脂床維持剤の塗布回数は原則として1回(格子塗り)とする。 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

作業項目	作業内容
b. 剥離洗浄	<p>椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>床面の除塵を行う。除塵作業は1.「除塵」により行う。</p> <p>剥離用パッド(黒)を装着した床磨き機で洗浄する。</p> <p>吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は再度剥離作業を行う。</p> <p>床材表面を中和するため床磨き機で水洗いを行う。</p> <p>吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」b.により行う。</p> <p>樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。</p> <p>樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は3回(格子塗り)とする。</p>

2.1.2 硬質床 清掃作業の内容は、表2.1.2による。

表2.1.2 硬質床

作業項目	作業内容
1. 除塵	
a. 自在ぼうき 又はフロアダスターによる除塵	表2.1.1の1.「除塵」a.による。
b. 真空掃除機 を併用する除塵	表2.1.1の1.「除塵」b.による。
2. 水拭き	
a. 部分水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」a.による。
b. 全面水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」b.による。
3. 補修	表2.1.1の3.「補修」b.による。
4. 洗浄	
a. 表面洗浄 (床保護材が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」a.による。
b. 剥離洗浄 (床保護材が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」b.による。

作業項目	作業内容
4. 洗淨 c. 一般床洗淨 (床保護材が塗布されていない場合)	<p>椅子等軽微な什器の移動を行う。 床面の除塵を行う。除塵作業は1「除塵」による。 床面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>洗淨用パッド又は洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。</p> <p>吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 2回以上水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」b.により行う。</p> <p>移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p>

2.1.3 繊維床 清掃作業の内容は、表2.1.3による。

表2.1.3 繊維床

作業項目	作業内容
1. 除塵 a. 真空掃除機による除塵 b. カーペットスーパーによる除塵	<p>真空掃除機で吸塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む。)</p> <p>床表面の粗ごみをカーペットスーパーで回収して除塵する。</p>
2. しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤(水溶性又は油性)を用いて、しみを取る。なお、方法は特記による。
3. 補修(スポットクリーニング)	パフリングパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。なお、方法は特記による。
4. 洗淨(全面クリーニング)	カーペット床全面を洗淨し、丁寧に汚れを除去する。なお、方法は特記による。

2.1.4 畳敷 清掃作業の内容は、表2.1.4による。

表2.1.4 畳敷

作業項目	作業内容
1. 除塵 a. 真空掃除機による除塵	真空掃除機で吸塵する。
2. 拭き a. 部分拭き b. 全面拭き	<p>汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。</p> <p>床全面をタオルで水拭き又は乾拭きする。</p>

第2節 場所別の清掃

- 2.2.1 玄関ホール (a) 日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表2.2.1による。
 (b) 定期清掃作業の内容は、表2.2.2による。

表2.2.1 玄関ホール(日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容	
1.床の清掃 a.弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」a.による。	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」a.による。	
	b.硬質床	除塵	表2.1.2の1.「除塵」a.による。
		水拭き	表2.1.2の2.「水拭き」a.による。
2.床以外の清掃 a.フロアマット b.扉ガラス c.什器備品 d.ごみ箱 e.金属部分	除塵	真空掃除機で吸塵する。	
	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	
	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	
	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	
	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	
3.日常巡回清掃 a.床(弾性床、硬質床) b.ごみ箱 c.フロアマット	部分水拭き	汚れ、水滴などが付着した部分をモップで拭く。	
	ごみ収集	ごみを収集する。	
	除塵	真空掃除機で吸塵する。	

表 2.2.2 玄関ホール（定期清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 弾性床	洗浄	表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。
b. 硬質床	洗浄	表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。 表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 b. による。
2. 床以外の清掃		
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
b. フロアマット	洗浄	適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
c. 扉ガラス	全面洗浄	ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。
d. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。
e. 照明器具	拭き	適正洗剤を用いて、管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きをして仕上げる。汚れが落ちない部分は、更に適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。
f. 吹出口及び吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口、吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器（シャッター）及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

- 2.2.2 事務室 (a) 日常清掃作業の内容は、表 2.2.3 による。
 (b) 定期清掃作業の内容は、表 2.2.4 による。

表 2.2.3 事務室 (日常清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃 a. 弾性床	除塵	表 2.1.1 の 1. 「除塵」 a. による。
	水拭き	表 2.1.1 の 2. 「水拭き」 a. による。
	除塵	表 2.1.3 の 1. 「除塵」 a. による。
b. 繊維床	除塵	表 2.1.3 の 1. 「除塵」 a. による。
2. 床以外の清掃 a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

表 2.2.4 事務室 (定期清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃 a. 弾性床	洗浄	表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。
	補修	表 2.1.1 の 3. 「補修」 による。 (適用は特記による。)
	洗浄	表 2.1.3 の 4. 「洗浄」 による。
b. 繊維床	洗浄	表 2.1.3 の 4. 「洗浄」 による。
2. 床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 e. による。
b. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 f. による。
c. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いてスラット等を拭く。

- 2.2.3 会議室 (a) 日常清掃作業の内容は、表2.2.5による。
 (b) 定期清掃作業の内容は、表2.2.6による。

表2.2.5 会議室(日常清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」a.による。 表2.1.1の2.「水拭き」a.による。
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」a.による。
2. 床以外の清掃 a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
b. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。
c. 窓台	除塵 拭き	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

表2.2.6 会議室(定期清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃 a. 弾性床	洗淨 補修	表2.1.1の4.「洗淨」a.による。 表2.1.1の4.「洗淨」b.による。 表2.1.1の3.「補修」による。 (適用は特記による。)
b. 繊維床	洗淨	表2.1.3の4.「洗淨」による。
2. 床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	表2.2.2の2.「床以外の清掃」e.による。
b. 吹出口及び吸込口	拭き	表2.2.2の2.「床以外の清掃」f.による。
c. ブラインド	拭き	適正洗剤を用いてスラット等を拭く。

- 2.2.4 廊下及びエレベーターホール (a) 日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表2.2.7による。
 (b) 定期清掃作業の内容は、表2.2.8による。

表2.2.7 廊下及びエレベーターホール(日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃 a. 弾性床 b. 硬質床 c. 繊維床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」a.による。
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」a.による。
	除塵	表2.1.2の1.「除塵」a.による。
	水拭き	表2.1.2の2.「水拭き」a.による。
	除塵	表2.1.3の1.「除塵」a.による。
	除塵	表2.1.3の1.「除塵」a.による。
2. 床以外の清掃 a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
3. 日常巡回清掃 a. 床 イ. 弾性床及び硬質床 ロ. 繊維床 b. ごみ箱	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。
	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスーパードで回収して除塵する。
	ごみ収集	ごみを収集する。
	ごみ収集	ごみを収集する。

表2.2.8 廊下及びエレベーターホール(定期清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃 a. 弾性床 b. 硬質床 c. 繊維床	洗浄	表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 表2.1.1の4.「洗浄」b.による。
	洗浄	表2.1.2の4.「洗浄」a.又はc.による。 表2.1.2の4.「洗浄」b.による。
	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。
	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。
2. 床以外の清掃 a. 壁 b. 照明器具 c. 吹出口及び吸込口	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。
	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
	拭き	表2.2.2の2.「床以外の清掃」e.による。
拭き	表2.2.2の2.「床以外の清掃」f.による。	

- 2.2.5 便所及び洗面所 (a) 日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表2.2.9による。
 (b) 定期清掃作業の内容は、表2.2.10による。
 (c) 便所及び洗面所に用いる洗浄パット、モップ、タオル等の資機材は他と区別して、専用のものを用いる。

表2.2.9 便所及び洗面所(日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」a.による。
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」b.による。
b. 硬質床	除塵	表2.1.2の1.「除塵」a.による。
	水拭き	表2.1.2の2.「水拭き」b.による。
2. 床以外の清掃		
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
b. 扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
c. 洗面台及び水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。
e. 衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
3. 日常巡回清掃		
a. 床(弾性床、硬質床)	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。
c. 洗面台	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。
d. 鏡	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。
e. 衛生陶器	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。

表 2.2.10 便所及び洗面所（定期清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 弾性床	洗浄	表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。
b. 硬質床	洗浄	表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 b. による。
2. 床以外の清掃		
a. 壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。
	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
b. 照明器具	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 e. による。
c. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 f. による。
d. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

2.2.6 湯沸室 (a) 日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表 2.2.11 による。

(b) 定期清掃作業の内容は、表 2.2.12 による。

表 2.2.11 湯沸室（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
弾性床	除塵	表 2.1.1 の 1. 「除塵」 a. による。
	水拭き	表 2.1.1 の 2. 「水拭き」 b. による。
2. 床以外の清掃		
a. 流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。
b. 厨芥容器	厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を適正洗剤で洗浄する。
3. 日常巡回清掃		
床（弾性床、硬質床）	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分は、モップで拭く。

表 2.2.1.2 湯沸室（定期清掃）

作 業 項 目		作 業 内 容
1. 床の清掃 弾性床	洗浄	表 2.1.1.1 の 4 「洗浄」 a. による。 表 2.1.1.1 の 4 「洗浄」 b. による。
2. 床以外の清掃 a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
b. 照明器具	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 e. による。
c. 吹出口及び 吸込口	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 f. による。
d. 換気扇	拭き	表 2.2.10 の 2. 「床以外の清掃」 d. による。

2.2.7 エレベーター (a) 日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表 2.2.1.3 による。

(b) 定期清掃作業の内容は、表 2.2.1.4 による。

表 2.2.1.3 エレベーター（日常清掃及び日常巡回清掃）

作 業 項 目		作 業 内 容
1. 床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	真空掃除機で吸塵する。 表 2.1.1 の 2. 「水拭き」 a. による。
b. 硬質床	除塵 水拭き	表 2.1.2 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2.1.2 の 2. 「水拭き」 a. による。
c. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。
2. 床以外の清掃 a. 壁・扉・操作盤	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤で拭く。
b. 扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵する。
3. 日常巡回清掃 床 (弾性床、硬質床)	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分を、モップで拭く。

表 2.2.14 エレベーター（定期清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 弾性床	洗浄	表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。
b. 硬質床	洗浄	表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 b. による。
c. フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤を除去した後、十分に乾燥させる。
2. 床以外の清掃		
a. 壁・扉・操作盤	全面拭き	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。
b. 照明器具	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 e. による。
c. 吹出口及び吸込口	洗浄	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 f. による。

- 2.2.8 階 段 (a) 日常清掃作業の内容は、表 2.2.15 による。
(b) 定期清掃作業の内容は、表 2.2.16 による。

表 2.2.15 階段（日常清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 弾性床	除塵	表 2.1.1 の 1. 「除塵」 a. による。
	水拭き	表 2.1.2 の 2. 「水拭き」 a. による。
b. 硬質床	除塵	表 2.1.2 の 1. 「除塵」 a. による。
	水拭き	表 2.1.2 の 2. 「水拭き」 a. による。
c. 繊維床	除塵	表 2.1.3 の 1. 「除塵」 a. による。
2. 床以外の清掃		
a. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
b. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

表 2.2.16 階段（定期清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 弾性床	洗浄	表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。 (幅木、ノンスリップの清掃を含む。)
b. 硬質床	洗浄	表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 b. による。 (幅木、ノンスリップの清掃を含む。)
c. 繊維床	洗浄	表 2.1.3 の 4. 「洗浄」による。 (幅木、ノンスリップの清掃を含む。)
2. 床以外の清掃		
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
b. 照明器具	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 e. による。

- 2.2.9 食堂 (a) 日常清掃作業の内容は、表 2.2.17 による。
(b) 定期清掃作業の内容は、表 2.2.18 による。

表 2.2.17 食堂（日常清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
弾性床、木製床	除塵 水拭き	表 2.1.1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2.1.2 の 2. 「水拭き」 a. による。
2. 床以外の清掃		
a. 洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
b. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。
c. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

表 2.2.18 食堂（定期清掃）

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
弾性床、木製床	洗浄	表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。
2. 床以外の清掃		
a. 窓台	拭き	水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭く。
b. 扉	洗浄	除塵後、汚れが目立つ部分を適正洗剤を用いて洗浄する。
c. 照明器具	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 e. による。
d. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2.2.2 の 2. 「床以外の清掃」 f. による。

- 2.2.10 浴室、シャワールーム及び脱衣室 (a) 日常清掃作業の内容は、表2.2.19による。
 (b) 定期清掃作業の内容は、表2.2.20による。

表2.2.19 浴室、シャワールーム及び脱衣室(日常清掃)

作業項目		作業内容
1. 床の清掃		
a. 硬質床(浴室、シャワールーム内)	洗浄	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。
b. 弾性床又は木製床(脱衣室)	除塵拭き	表2.1.1の1.「除塵」による。 適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機により洗浄し、水洗いする。
2. 床以外の清掃		
a. 壁(浴室、シャワールーム内)	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
c. 扉	部分拭き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。
d. 洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
e. 鏡	拭き	乾拭き及び適正洗剤を用いて仕上げる。
f. 椅子、洗面器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭き、整理する。
g. 水栓・シャワー金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
h. 排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。
i. 足拭きマット	乾燥	足拭きマットを乾燥させる。
j. 脱衣箱、脱衣かご	拭き	タオルで拭き、整理する。
k. 消耗品	補充	指定された消耗品(石鹸、ペーパー類)を補充する。

表2.2.20 浴室、シャワールーム及び脱衣室(定期清掃)

作業項目		作業内容
床以外の清掃		
a. 天井	拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きをする。
b. 扉	全面拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きをする。
c. 照明器具	拭き	表2.2.2の2.「床以外の清掃」e.による。
d. 換気扇	洗浄	表2.2.10の2.「床以外の清掃」d.による。

第3節 ごみ収集

2.3.1 ごみ収集 ごみ収集作業の内容は、表2.3.1による。

表2.3.1 ごみ収集作業

作業対象	作業項目	作業内容
ごみ収集	1. 中継所から集積所までの運搬	ごみ中継所に集められたごみ等は、区別して集積所まで運搬する。
	2. 分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。
	3. 梱包	集められたごみは、適当な分量に梱包する。

第3章 建物外部の清掃

第1節 窓ガラス

3.1.1 作業資格者

(a) 2m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。

(b) ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。

3.1.2 作業内容

窓ガラスの清掃作業内容は、表3.1.1による。

なお、熱線反射ガラスは、金属皮膜が施されているため窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。

さらに、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。

また、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も同様に行う。

表3.1.1 窓ガラス(定期清掃)

作業項目	作業内容
窓ガラス	<p>洗浄</p> <p>次の作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

第2節 外部建具

3.2.1 適用範囲 アルミニウム製及びステンレス製建具に適用する。

3.2.2 作業内容 清掃作業内容は、表3.2.1による。

表3.2.1 アルミニウム製及びステンレス製（定期清掃）

作業項目		作業内容
1. 通常の汚れ	洗淨	次の作業を行う。 ・刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。
2. 著しい汚れ	洗淨	次の作業を行う。 ・刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いで除去し、汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。

第3節 外壁

3.3.1 適用範囲 アルミニウム製、ステンレス製、タイル張り、石張り及びコンクリート打放しに適用する。

3.3.2 作業資格者 外壁の作業を行う者は、3.1.1「作業資格者」による。

3.3.3 作業内容 (a) アルミニウム製及びステンレス製の清掃の作業内容は、表3.3.1による。

(b) タイル張り、石張り及びコンクリート打放しの清掃作業の内容は表3.3.2による。

表3.3.1 アルミニウム製及びステンレス製

区分	作業項目	作業内容
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗淨	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水をタオルで拭き取る。 ・水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。

表3.3.2 タイル張り、石張り及びコンクリート打放し

区分	作業項目	作業内容
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗淨	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去する。 ・水拭き又は水洗いをして仕上げる。

第4節 建物周囲

- 3.4.1 玄関周り (a) 日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表3.4.1による。
(b) 定期清掃作業の内容は、表3.4.2による。

表3.4.1 玄関周り(日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容
床	除塵	自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	水拭き	汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。

表3.4.2 玄関周り(定期清掃)

作業項目		作業内容
床	洗淨	洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。

- 3.4.2 犬走り 清掃作業の内容は、表3.4.3による。

表3.4.3 犬走り(日常清掃)

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。

- 3.4.3 構内通路 清掃作業の内容は、表3.4.4による。

表3.4.4 構内通路(日常清掃)

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。

- 3.4.4 駐車場 清掃作業の内容は、表3.4.5による。

表3.4.5 駐車場(日常清掃)

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。

- 3.4.5 屋上広場 清掃作業の内容は、表3.4.6による。

表3.4.6 屋上広場

作業項目		作業内容
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。

特記仕様書

1 清掃日

清掃は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日、12月29日から1月3日までを除く日に実施する。ただし、定期清掃については、委託者の承諾を得て除外期間に実施することもできる。

2 作業時間

(1) 日常清掃

原則として、午前8時30分から午後5時00分までに行うものとする。

事務室等は、職員の執務に影響を及ぼさない範囲で監督員の了解を得て行うものとする。

(2) 定期清掃

原則として、職員の勤務時間外（平日午後5時15分以降又は閉庁日）に行うものとする。

3 作業対象

業務の対象となる庁舎は以下のとおり。

- (1) 建物名称 熊本市上下水道局 維持補修センター
構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
延床面積 369.7㎡

(内 訳)

	区 分	仕上げ材	清掃面積 (㎡)
建物の内部	1 玄関ホール	磁器質タイル	22.50
	2 事務室	VAT	135.72
	3 休養室	畳	27.53
	4 廊下及び踏込	VAT	30.94
	5 便所及び洗面所	モザイクタイル貼り	19.20
	6 湯沸室	VAT	5.94
	7 食事室	VAT	23.79
	8 脱衣室、更衣室	VAT	46.29
	9 浴室	モザイクタイル貼り	26.00
	10 洗濯室	モザイクタイル貼り	15.10
建物の外部	1 玄関周り	磁器質タイル	16.69
	2 犬走り		
	3 構内道路		
	4 駐車場		
	5 窓ガラス		76.50

4 作業項目及び周期

(1) 維持補修センター

床の清掃

		玄関ホール	事務室	休養室	廊下・踏込	便所・洗面所	湯沸室・食事室	脱衣室・更衣室	浴室	洗濯室
作業対象	作業項目									
弾性床	日常清掃	1 除塵 a. 自在 箒・加圧スター		1/日		1/日		1/日	1/日	
		2 水拭き a. 部分水 拭き		1/日		1/日		1/日	1/日	
	定期清掃	1 洗淨 a. 表面洗 淨		0.25/ 月		0.25/ 月		0.25/ 月		
硬質床	日常清掃	1 除塵 a. 自在 箒・加圧スター	1/日			1/日			1/日	1/日
		2 水拭き b. 全面水 拭き	1/日			1/日			1/日	1/日
	定期	1 洗淨 a. 表面洗 淨	0.25/ 月			0.25/ 月				
畳敷	日常清掃	1 除塵 a. 真空掃 除機による除 塵			1/日					
		2 拭き a. 部分拭 き			1/日					

床以外の清掃

		玄関ホール	事務室	休養室	廊下・踏込	便所・洗面所	湯沸室・食事室	脱衣室・更衣室	浴室	洗濯室
作業対象	作業項目									
壁	定期 1. 部分拭き 2. 除塵									
フロアマット	日常 定期 1. 除塵 2. 洗淨	1/日								
扉ガラス	日常 定期 1. 部分拭き 2. 全面洗淨	随時								
什器備品	日常 定期 1. 除塵 2. 拭き	1/日								
ごみ箱	1. ごみ収集	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日			
金属部分	1. 除塵	1/日								
扉及び便所隔て	1. 部分拭き					1/日				
洗面台	1. 拭き					1/日				
鏡	1. 拭き					1/日				
衛生陶器	1. 洗淨					1/日				
衛生消耗品	1. 補充					1/日				
汚物容器	1. 汚物収集					1/日				
流し台	1. 洗淨						1/日			
厨芥容器	1. 厨芥収集						1/日			
扉	1. 部分拭き							1/日	1/日	1/日
水栓・シャワー金具等	1. 拭き								1/日	
排水口	1. ごみ収集								1/日	
照明器具	定期 1. 拭き									
吹出口・吸込口	定期 1. 拭き	0.12/月								
ブラインド	定期 1. 拭き		0.25/月	0.25/月			0.25/月			

建物外部の清掃

作業対象	作業項目		
玄関周り	日常	1. 除塵、水拭き	1 / 日
	定期	1. 洗淨	0.25 / 月
犬走り	日常	拾い掃き	
構内道路	日常	拾い掃き	
駐車場	日常	拾い掃き	
窓ガラス	定期	1. 洗淨	0.25 / 月